

27生安第512号
平成27年6月3日

各 位

福岡県知事 小川 洋
(新社会推進部生活安全課)



福岡県の安全・安心まちづくりの実現に向けた防犯カメラなどの
防犯環境の整備に関する取組の推進について（依頼）

県の安全・安心まちづくりの推進に関し、日頃からご協力をいただきありがとうございます。

さて、福岡県では、安全で安心して暮らせる地域社会づくりの推進のため、平成20年4月に「福岡県安全・安心まちづくり条例」を制定し、地域における防犯活動への支援、犯罪の起きにくい環境（防犯環境）の整備促進、暴力団排除活動の推進など、安全・安心まちづくりに関する施策を推進してまいりました。

その一環として、「福岡県安全・安心まちづくり条例に基づく防犯環境指針」を策定し、深夜営業施設や大規模小売店舗などの商業施設、駐輪場・駐車場等の管理者に対し、防犯性の向上に配慮した施設の整備等をお願いしてきたところです。

近年、防犯環境の整備において、防犯カメラの重要性が強く認識されてまいりました。防犯カメラは、犯罪を企図する者に犯行を思いとどまらせる「人の目」の代わりになり、また、万一犯罪が発生した場合には、犯人検挙に資することも多いなど、安全で安心なまちづくりを進めていく上で、有効な手段の一つとなるものです。

県としても、これまで、防犯カメラの有用性とプライバシーの保護を両立させ、設置を促進することを目的に「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を策定・周知するとともに、暴力団対策としての防犯カメラの設置に関する支援を行うなど、防犯カメラの設置促進の取組を進めてまいりました。

防犯カメラに関しましては、新規設置はもとより、現在敷地内のみを撮影するために設置されているカメラを道路などの公共空間が撮影できるようにするだけでも、防犯や犯人検挙に効果があるとされています。

今後、貴社の敷地内の防犯カメラの新規設置又は更新などの機会に、効果的な配置などについてご配慮をいただき、県内の安全・安心まちづくりの推進に御協力いただきますようお願いいたします。

※ 防犯カメラをはじめとする、防犯環境の整備等に関しては、以下のアドレスにパンフレット等を掲載しておりますので、こちらをご覧ください。

- ① 防犯環境指針パンフレット <https://www.anzen-fukuoka.jp/town/shishin/>
- ② 防犯カメラガイドライン <https://www.anzen-fukuoka.jp/pref/camera2/>